

1. 規約等抜粋

(1)加盟方法(加盟団体等に関する規則 第6条)



(2)加盟団体の誓約(加盟団体に関する規則 第4条)

①本連盟の規則及び決定事項の遵守

(3)加盟団体の権利(加盟団体に関する規則 第5条)

①本連盟主催・主管等事業への参加

②加盟団体長会議出席

③登録手続

1. 会員登録手続	1人	SAJ・SAT(一般)	3,000円+800円	登録期間	8月1日(火)～10月31日(火)
		SAJ高校生	1000円+800円		
		SAJ小・中学生	800円	期間外登録	11月1日(水)～7月28日(土) 【SAJ会員登録は6月2日(土)までです】
		SATのみ	800円		
		SAJ・SAT公認資格者SAT登録管理料 (資格をいくつもっていても1,000円です)	1,000円		
2. 負担金納入	40,000円			10月3日(火)～10月31日(火)	
3. 団体名簿提出	(所定の用紙)				

団体登録20名未満の場合は、登録出来ません。

※注1 クラブの名称変更については変更料が20,000円かかります。

※注2 2017年10月31日までに会員登録がなされた場合、2017年8月1日に遡ってその権利が生じます。

※注3 2017年11月1日以降に会員登録がなされた場合、その時点から会員の権利が生じます。

(4)権利停止・除名(加盟団体に関する規則 第8条・第11条)

①年次負担金未納の団体加算金の納付

	当 該 年 度		
負担金納入時期	11月1日～12月31日	1月1日～3月31日	4月1日～ 次年度納入日の前日まで
負担金追徴加算率 (加算金)	10%	20%	30%
その他納入金	当該年度納入すべき登録料		
資格の制限	負担金、登録料及び加算金が納入されるまで権利停止		

②負担金を2年連続滞納した団体は、除名する。